

令和4年6月1日

## まちづくり委員会資料

令和4年第3回定例会 専決処分の報告について

報告第15号

市長の専決事項の指定について第6項による専決処分  
訴えの提起及び和解について

まちづくり局

# 報告 訴えの提起について

## 1 被告の氏名等

No.	区 分	被告の氏名	居住の開始	備 考
1	使用料滞納者	* * * *	昭和51. 12. 25	○滞納月数・滞納額 6 か月分・103,900円
2	使用料滞納者	* * * *	平成16. 4. 23	○滞納月数・滞納額 10か月分・707,400円

## 2 市営住宅の明渡を求める理由

市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じないため

## 3 市営住宅の明渡手続の主な経過

対象者について、川崎市営住宅等明渡請求審査会に付議し、明渡請求を行う旨を決定した後、市営住宅明渡請求予告通知書を送付し、所定の期限内に使用料を納付するよう求めたが、応じなかったため、市営住宅明渡請求書を送付して賃貸借契約を解除し、市営住宅を明渡すよう請求した。

No.	明渡請求予告通知年月日	明渡請求通知年月日	明渡期限	訴え提起年月日
1	令和3.10.20	令和3.12.15	令和4.2.17	令和4.3.4
2	平成29.8.30	令和3.8.4	令和3.10.8	令和4.3.16

### ※ 訴え提起件数 (参考)

令和元年度 9件、令和2年度 3件、令和3年度 9件

# 報告 和解について

## 1 相手方（控訴人）

No.	区 分	相手方	居住の開始	備 考
1	迷惑行為者	* * * *	平成29.12.1	○迷惑行為の通報を受けた日 平成29.12.14

\*原審（横浜地方裁判所川崎支部令和3年（ワ）第618号）は、令和3年8月12日に提起し、令和3年第4回市議会定例会において市長の専決処分として報告したもの

\*原審は、令和3年11月26日判決言渡しとなり、市の訴えが認められたが、判決内容を不服とした相手方が控訴したもの

\*本件訴訟の事件番号 東京高等裁判所令和4年(ネ)第192号

## 2 和解内容（要旨）

- (1) 控訴人及び被控訴人は、市営住宅の賃貸借契約が令和3年4月27日をもって終了したことを確認する。
- (2) 控訴人は、被控訴人に対し、令和4年6月30日限り、市営住宅を明け渡す。
- (3) 控訴人は、被控訴人に対し、令和3年5月1日から市営住宅の明渡済みまで使用料相当損害金（毎月17,600円）を支払う。

## 3 和解理由

既に建物明渡請求訴訟に至っており、明渡期限が令和4年6月30日までとすることで、市としては和解により早期解決を図ることが可能となること。

## 4 訴訟上の和解

訴訟係属中に、当事者が訴訟上の請求に関して双方の主張を譲歩して、口頭弁論期日等において、権利関係に関する合意と訴訟終了についての合意をする手続である。

和解が成立すると和解調書が作成され、この和解調書の記載は、確定判決と同一効果がある。

### ※ 訴訟上の和解の成立件数 （参考）

令和元年度3件、令和2年度0件、令和3年度0件